

162-参-厚生労働委員会-26号 平成17年06月16日

※年金課税、介護保険法案等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。三十分程度と限られておりますけれども、前回の質問における確認等も含めて御質問させていただきたいと存じます。

まず最初に、先ほど朝日委員の方の御質問で、介護保険に基づくサービスと訪問看護、往診など、医療保険によるサービスの適切な組合せという御質問の中で、来年の介護報酬の改定の中で対応するというふうな局長答弁があったかと思っておりますけれども、これに関しては衆議院段階でも、次期介護報酬改定は診療報酬改定と同時期に行われると、介護と医療の連携が図りやすいタイミングだと、このような趣旨での御答弁もあるわけですが、どのような連携を図っていられるのか、このことについてまず御質問したいと思っております。

〔理事国井正幸君退席、理事武見敬三君着席〕

○国務大臣（尾辻秀久君） 十八年度に予定をいたしております報酬改定に向けまして、それぞれの報酬に関する状況等を十分に把握いたしますとともに、必要に応じて、例えば介護保険における検討内容を中医協に情報を提供するなど、両者が連携して検討が行われるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

そこで、主な課題としてどういうものがあるかといいますと、例えば地域における医療と介護の包括的、継続的なマネジメント、あるいはまた重度者に対応した医療型多機能サービス、それから施設や居住系サービスにおける医療と介護の機能分担と連携、これはターミナルケアの在り方も、今御議論ございましたけれども含んでおります。それからまた、療養病床の在り方、こうした課題があるわけでございまして、残り時間もそう多くありませんから、鋭意検討を進めてまいりたいと存じております。

○辻泰弘君 そういうことであると思うんですけれども、片や中医協で検討されること、片や社会保障審議会の給付費分科会ですか、そちらで決められることとございまして、組織としては二つあるわけですね。ですから、当然ながら、大臣のリーダーシップがあってこそ連携ができるというふうに思うんですね、局をまたぐこととございまして。

そういう意味で、是非そのことについて力強くリーダーシップを発揮して取り組んでいただくということを御要請申し上げたいと思っておりますけれども、その点、一言お願いします。

○国務大臣（尾辻秀久君） おっしゃるとおりでありますから、私も全力を挙げてリーダーシップを発揮したいと存じます。

○辻泰弘君　それで、今国会、大臣の答弁であったことで一度聞いておきたいと思ったことでお聞きしておきたいと思います。

要は、介護とか年金、医療、生活保護などの社会保障制度の在り方についての御質問の中で、大臣が、社会保障制度の一体的な見直しを検討し推進するため、部局横断的な組織をつくるよう指示をしまして、早急に立ち上げて作業に入りたいと、このようにおっしゃっておられました、国会答弁ですけれども。これについてどういうふうな対応をされたのか、このことについて御質問したいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君）　この社会保障制度の一体的な見直しにつきましては、現在、官房長官の下に設けられた社会保障の在り方に関する懇談会において検討が進められておりますし、また年金制度を始めとする社会保障制度改革に向けた両院合同会議も設置をされております。そうしたところでの御議論もありますので、私どもとしては、ある意味事務的な受皿としてそういうものをつくっておかなきゃいけないということで発足させたのでありますけれども、こうした動きが今ありますので、余り私どもが先走らない方がいいと、実はその後判断いたしまして、今具体的な作業をすることは控えておるところでございます。

○辻泰弘君　そうすると、組織としてはあるわけですね。

○国務大臣（尾辻秀久君）　開店休業中だというふうに御理解いただければと存じます。

○辻泰弘君　内閣における官房長官の下における検討もこれあり、また社会保障合同会議も国会でもこれありとは思いますが、ここでおっしゃったのは、多分役所の中での対応をつくる、場をつくるということだったと思うんですね。ですから、それはそれとは同時並行であっていいんじゃないかと思うんですが、ただ、一つ確認しておきますけれども、そうすると、新たな一つの部局ということではないということですか、協議体的なものだということですか。

○国務大臣（尾辻秀久君）　よく私ども厚生労働省に対しまして、それはその他の役所に対してもそうでございますが、縦割りの弊害、そうしたことを御指摘いただいております。厚生労働省でもそうした御指摘はよくございますから、このことは排していきたい、部局横断的に仕事をしたいというふうに思っております、いろんなことが出てくると、プロジェクトチームをつくって今やろうと、こういうやり方をかなりいたしております。例えばがんとか、自殺対策だとか、そうしたものを部局横断的にチームをつくってやっておりますが、そうしたものの一つというふうにとらえていただければと思います。部局横断的にチームをつくってやろうと、こういうことでありまして、その都度チームをつくると、こういうやり方でございます。

○辻泰弘君　ここは時間取ることできませんけれども、元々のこの趣旨は、多分、常時できる体制をつくるということだったと思うんですね。今のだと、何かその都度つくるんだったら、何か改めてここで新たな横断的組織をつくるよう指示いたしましたと、早急に立ち上げて作業に入りたいというのは、ちょっと大きく構えられ過ぎているような感じで、ちょっとその辺は違和感を持ちますけれども、このことだけで時間があれですが、何かありますか。

○国務大臣（尾辻秀久君）　私の勘違いが一つ入っておりましたので、訂正させていただきますと存じます。

あのとき私はつくったというふうに思いましたが、つくるといふ指示のままに、まだつくらないままに、そのまま今の事態になったということでございますので、正確には開店いたしておりませんということ、訂正をさせていただきますと思います。

実はいろんなことありまして、事務的なところが余り先走らない方がいいという判断をいたしましたということはおおりにございますので、改めて申し上げます。

○辻泰弘君　部局横断的にやるということの趣旨はいいと思いますので、そういう意味では開店していただいていいんじゃないかと思うんですけれども、そのことについてはまた改めて御質問したいと思います。

それで、時間も限られておりますので、次、一点。

大臣は、これまで国会でも御答弁になっていたと思うんですけれども、あるインタビューで、この介護に関連してですけれども、具体策を先に決めてしまわず、国会の議論をいただいて、できるだけ政省令の中に生かしたいということをおっしゃっているわけですね。そのことについて確認ですけれども、当然この、衆参で議論をされた国会での議論、そしてまた衆議院における附帯決議、恐らくまた参議院でも付くであろう附帯決議、こういったものをしっかり踏まえて、今度十月、また来年の四月に向けてお取り組みになるというふうに理解してよろしいですね。

○国務大臣（尾辻秀久君）　それはもうおっしゃるとおりでございます。国会の御審議における御指摘でございますとか、またそれに対して答弁をさせていただいた内容など、十分に踏まえて検討をいたしてまいります。

○辻泰弘君　そこで、前回の質問についての確認的な意味合いの質問をさせていただきますけれども、中村局長が、前回私が十六年度税制改正の関連でお聞きしましたときに、私が、坂口大臣、尾辻現大臣のそれぞれの答弁を踏まえてのことであるので、どう答えを出したかはっきりさせよと、このように申しましたら、局長から明確にその点はさせていただくということでございましたので、改めて、その十六年度税制改正についてどう対応されるのか、介護保険の部分ですね、このことについて見解を明示してください。

○政府参考人（中村秀一君） 年金課税の見直しによる影響につきましては、これは平成十六年度の税制改正における年金課税の見直しでございますが、税法上特段の経過措置が行われておりません。これに対して、平成十七年度の税制改正における高齢者の非課税措置の廃止につきましては税制上激変緩和策が講じられておりますので、それに応じた介護保険の激変緩和措置をとるということで、両者の扱いがそういった意味では異なっておりますが、平成十六年度の税制改正における年金課税の見直しによる影響、こういうことも念頭におきまして、今回の制度改正におきましては、保険料の賦課の方式を見直すことで、より弾力的な保険料設定を可能とし、個々の被保険者の負担能力を適切に反映できる仕組みとしたところでございます。

先日の議員の御指摘も踏まえ、この改正の趣旨につきまして全国介護保険担当課長会議等において十分周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 その点についてはしっかりと対応していただくように求めておきたいと思っております。

それで、もう一つ、坂口大臣のころからのお約束と申しますか、御答弁いただいていることで、あのときの十六年度改正による国保への跳ね返りのこともあったわけでございます。これについては、坂口大臣が、当時の大臣が、国保について一応考え方を示して地方と調整したいと、こういうことをおっしゃっていたわけでございます。

この点についてどうお取り組みになるのか、関連してお伺いしたいと思っております。

○副大臣（西博義君） 委員から昨年、それから私どもが尾辻大臣に替わってからの秋の予算委員会でも御質問いただいている国保への関連のケースの問題でございます。

いわゆる年金課税の強化に伴う国保保険料の取扱いということで、年金課税の見直しの考え方、それから国民健康保険におけるこの徴収の考え方などを勘案しながら検討を進めていくことが大事だというふうに考えておきまして、これ具体的にどうするかということにつきましては、負担能力に応じた適切な負担という観点から、税制改正により影響を受ける者の保険料負担への具体的な影響だけではなくて、逆に、緩和措置を講ずることによって生ずるそれ以外の、つまり若年者の皆さん等の被保険者の保険料負担が増えることについても、これバランスも考慮しながら検討するということが必要だというふうに考えております。

なお、地方団体の意見も伺いながら今後やっていくことが大事だというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 この点については坂口大臣が明確におっしゃってきたということでございます。

それと、実は、十六年度改正の影響というのは、介護の方については公的年金等控除の縮小が影響するけれども、国保の場合はそれプラス老年者控除の廃止というものも影響するわけございまして、実質的な負担は国保が多いということになると思うんですね。で

すから、そういう意味においては、あのときの趣旨というのは、そのことの軽減を段階的にするということであつたと思いますので、その意味において国保の方がより意味合いを持っているということになるかと思ひます。

そういう意味において、やはり尾辻大臣にもあのときの約束を後退はさせないということを書いていただいているわけですが、今の副大臣のお話でも、今まで書いていただいたこと、書いていただいている部分もございますけれども、その精神をしっかりと受け止めていただいて、国保の料率のことについても、政省令でございますか、対応されるんでしょうけれども、そんなに時間があるときではない、恐らく介護と同じような流れかと思うんでございます。そういう意味において、その趣旨はしっかりと踏まえていただいて対応していただくように改めてお願いしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○副大臣（西博義君） 御指摘のとおり、余り時間もないことは事実でございます。精力的に検討させていただきたいと思ひております。

○辻泰弘君 その点についてもよろしくお願ひを申し上げます。

それから、前回もお聞きしたことで、第二号被保険者の負担の問題でいろいろ御質問しまして、強制的に保険料徴収をしている現役の方々の意見というものはもっと介護の制度運営に反映していくべきじゃないかと、そういう主張の中で申し上げまして、局長が運営協議会を設置するというふうな答弁もいただいているわけですが、この運営協議会設置の方針について改めて確認をさせていただきたいんですけど、どういう御方針でお取り組みになるでしょう。

○政府参考人（中村秀一君） お答えを申し上げます。

社会保障審議会介護保険部会の意見書におきましても、また委員からの御指摘にもございますように、二号被保険者や医療保険者の代表が制度の運営に関与していく方法を検討していくことが重要と、こう御指摘いただいているわけでございます。

私どもとしては、保険者や第一号被保険者とともに、第二号被保険者や医療保険者などで構成する運営協議会を設置すると、そういったことに向けまして、具体的な方法につきましては今後関係者ともよく御相談してこれを立ち上げてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 いつまでに設置に取り組まれるかですね、早急に取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人（中村秀一君） 御案内のとおり、介護保険は三年タームで事業計画が作成され保険料も決められるということでございます。十八年四月、十八年度から第三期事業計画が始まりますので、そういう事業計画の策定の動向を見ていかなければなりません。したがいますと、やっぱり年内に設置、開催できるようにしていく必要があるんじゃないかと考えております。

○辻泰弘君 その時期を示していただいたのは良かったと思います。やはり、当然直近の改定に意見が反映されるというのがしかるべき姿でございますから、今、年内に設置するという方針をいただきましたけれども、是非そういうことで二号被保険者の声も反映できるように積極的にお取り組みいただきますように御要請を申し上げておきたいと思っております。

あわせて、保険料の上限についても御質問をさせていただいてまいりましたけれども、必ずしも前向きな答弁をいただけてきてはおりませんけれども、この点について付言しておきますと、かつて厚生労働省、当時は厚生省かもしれませんが、この介護保険料率と政管健保の医療保険の料率、これを足し合わせて千分の九十一の範囲内に収まるようにということになっているという見解を示した上で、制度的には保険料の上限につきまして歯止め措置が講ぜられていると、こういうことを当時答弁をされていることがあるわけでございます、やはり一つの厚生労働省としても上限とか歯止めということをそのときは、守られる状況のときには持つておられたということが現実としてあったわけでございます、まあだからその考え方自体駄目だという、否定するという立場にはお立ちにならないだろうと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたその二号被保険者の方々の制度運営に向けての参画といいますか、意見反映という、そういった意味での協議会の設置というのはそれは一歩前進だと思いますけれども、同時に、そういった上限的な、急激な負担増の抑制にかかわる措置につきましても御検討いただくように御要請を申し上げておきたいと、このように思います。

それで、時間も限られておりますので、次の点に移らせていただきますけれども、前回は食費、居住費の話で御質問をさせていただきました。それで、私としては大臣から確たる御答弁がいただけなかったのは残念だと思っております。

というのは、すなわち私は、七月末に告示を出して十月一日から、例えば第三段階の方は一万五千元、第四段階の方は三万一千円でしたか、それはやっぱり余裕があるんだというふうなお立場であろうとは思いますが、そうであるにしても余りにも急激であるしました性急であるじゃないかと、このことを私は申し上げまして、大臣は、急激じゃないかというふうに私が申し上げたそのことについては、必ずしもそれを真っ正面から受け止めた御答弁をいただけておりません、急激であるかないかといいますよりもというふうに逃げられておるのでございます。

私は、大臣にやっぱり、これは急激だと、それから性急過ぎると、周知徹底期間が短過ぎると、このように私は思っているんですけど、このことについて真正面から答えていただきたいと思っております。

○国務大臣（尾辻秀久君） まず、先日のお答えの繰り返しのようになるかとも思いますけれども、今回こうした見直しをお願いしておりますそもそもでありますけれども、これは保険給付費が伸び続けております。そして、来年度がまた保険料の改定するときになるわけでございますが、大幅な引上げが見込まれる保険者もございまして。そうした中で給付の適正化というのが喫緊の課題でございますので、再三申し上げますように、制度の

持続可能性の観点からも居住費、食費の見直しは早急に行うことが求められておると申し上げております。

その早急に行うことが求められておりますために、十月の実施を是非お願いしたいということをごさいますして、性急に過ぎないかということでお尋ねになって、それに答えようといいたしますと、七月告示、十月実施でございますから、決して時間が余裕があるわけではない、かなり急いでお願いをしているということは、そのとおりでございますということは申し上げざるを得ないところでございます。

更に申し上げますと、したがって、混乱のないように私どもとしては支援体制を整えなきゃならないと考えておるところでございます。

○辻泰弘君 いろいろ負担を国民に求めるということはいろんな局面であるわけですがけれども、やはりこの期間でこれだけの急激な負担を求めたことはかつてなかったんじゃないかと思うんですね。

税制においても、三月法案通って、翌年の一月からというのは、あるいは住民税の場合はその後の六月からということになるのでしょうか、そんなことになっているし、健康保険の改正なども過去にさかのぼって見せていただきましたけれども、一方的といいますか、あるときはこっちは負担を求め、こっちは軽減しているというようなこともあったりしますが、純粋にといいいますか、純増になっている部分がこれだけの期間でこれだけの額というのは、私が調べたところはないんです。あのときもお聞きしましたけれども、ありますか、それ以上のものが。

○政府参考人（中村秀一君） 何と申しますか、最近の例として、医療制度改革の一環として行われました平成十四年の健康保険法の改正で、七十歳以上の高齢者の一定以上の所得の方につきまして、負担限度額を三万七千二百円から七万二千三百円、プラス一定の限度額を超えた額の百分とするという改正、あるいは本人の負担割合を二割から三割にするという改正を行わせていただきましたが、この改正の、特に高齢者の方の分については、十四年七月二十六日に法案の可決成立をしていただきまして、平成十四年十月から実施をお願いをしたという例はございます。

余り準備期間が短いことで例があるというのを、そうお答えするのも心苦しくてあれですが、こういう例でございます。

○辻泰弘君 今のは四月で十月でしたかね、五か月か六か月。

○政府参考人（中村秀一君） 七月です。

○辻泰弘君 七月ですか。三か月ですか、そうですか。いずれにしても、今度は二か月かもしれないけれども、いずれにしても短期間であるということはもう間違いない。大臣もお認めになったところです。

そこで、前回も申しましたけれども、私なりに考えて、法改正がなくても、この今度の法律の中で、その弾力的運用ということで急激な負担増がなだらかにできないかということで私なりにペーパーにしてお渡しをさせていただいております。内容は前回のことに尽きて、申し上げたとおりでありますけれども、要は、五十一条の二第一項に基づく対象者について、その法案の中に「その他の事情」というのが書いてありますから、そこにおいて、第四段階の方、第三段階の方も含めて、今は一から三が対象になっているわけですが、四の方も入れるということにするということの対象として、かつ、その後に出ている上限の設定のときに、その方々について段階的に負担が上がっていくような仕組みを講ずることは法律上はできるというふうに事務的には聞いておりますし、私自身そう思っておりますが、そのことで対応するというので、なだらかな負担増というのはやっぱり考えてしかるべきじゃないかということで申し上げております。

振り返りますと、介護保険制度導入当初、結局、半年間は負担を求めず、その後の一年間は二分の一で対応したということがあって、それはあのときの三党での申入れということがあったと思うんですけれども、そのときに、制度の本格的なスタートに向けての助走期間と位置付けると、このようなフレーズがございまして、それは一つ理解できるところでございます。もっとも、あれは法改正をせずにやられたということで、あのときに法改正せずと私が言っていることとの意味合いを考えますと、前の方がよっぽどラディカルだというふうに私は思いますけれども。

いずれにいたしましても、今回の法の下においてもこういったことで弾力的運用ができると、そういうふうに思いますので、是非、私、ペーパーにして提示しておりますので、御検討いただいて、軽減対策、なだらかな負担につながるように御検討いただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 先ほどこの問題につきましては制度の持続可能性の面からも申し上げましたが、さらにもう一点、負担の公平性という観点からも今回の見直しをお願いしておりますのでございます。

したがいまして、その中での今の第四段階の方々についてのお話でございますが、私どもといたしましては、相当程度の負担能力のある方だというふうに、第四段階の方々はあるというふうに思っておりますので、そういった方々には是非改めて本年十月からの御負担をお願いしたいと申し上げたいと存じます。

ただ、いろんなことは考えておまして、いろんなことということは、例えば利用者負担第四段階の方々でも、高齢夫婦二人暮らしの方々で、一方が施設に入所することで残された方の生活が困難となるようなケースについてとか、それは運用面で対応を図ろうと思っておりますし、それから、負担能力があたりだというふうに考えてというふうに申し上げましたが、もし、負担能力がない方々、すなわち、所得がどうしてもそれに見合わないという方々に対しては補足的給付を創設などいたしておりますので、さらにまた、社会福祉法人による減免措置の運用も拡充しようと考えております。

様々な方策を取るということでは是非御理解いただきたいと存じております。



○辻泰弘君 今の御見解は、第四段階の人をあるときには第三段階に位置付けるというふうなことでの御対処ということを書いていらっしゃるのかと思うんですが、私は、第四段階そのものをストレートに受け止めてやるべきだという主張でございまして、その点については是非意をお酌み取りいただいて御対処いただくように、御要請を申し上げておきたいと思います。

それで、もう時間が迫っておりますので、最後の質問をさせていただきますけれども、やはり私どもとして大事だと思いますことは、被保険者、受給者の範囲の拡大ということについてでございます。

これについてはこれまでの議論もあるわけですが、これを振り返りますと、尾辻大臣は、個人的にはやはり拡大をしていくべきだというお立場でずっと昨年秋ごろも中心におっしゃっていたと思うのでございます。衆議院の確認答弁でもおっしゃっていたわけですが、介護保険部会とは異なる構成となると、また、でき得る限り幅広く国民各層を代表する層の参画を求めると、こういったことでの答弁になっているわけですが、この点についての大臣の拡大に向けてのやはり信念を披瀝していただきたいということと、このことについてどういう取組をしていかれるのかについて御質問させていただきます。

○国務大臣（尾辻秀久君） この問題は私どもも最大課題だというふうに思っております。そして、個人的な思いを述べると言われましたので、私の思いは述べさせていただきます。

そうした中で、今後これにどういうふうに対応するかということになりますと、改めて申し上げますけれども、社会保障制度全般に関する一体的な見直しと併せまして、そして、その中で幅広く国民各層を代表する方々の参画を求めた新たな検討の場も設けまして、平成十八年度末までにはきっちりとした結論を得たいと存じております。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。